

EditNet 相続に伴う解約・承継利用手順のご案内

※ご確認ください※

弊社は「EditNet 株式会社」、サービス名は「EditNet」です。
他社サービスをご利用と思われる方の解約通知書が多数届き、困っております。
ご契約先会社名をご確認の上、他社サービスに関する書類を弊社に送らないようにしてください。
※弊社はヤフーBB、ODN とは関係がありません。

相続に伴うご解約・承継利用のお手続きにつきましては、説明をよくお読みの上お間違いのないようお手続きください。

※このファイルは、このページを含めて3ページあります。

・ご記入いただく書類は、以下をご覧ください。

相続に伴い契約を解約される場合	→2 ページ目の「相続に伴う解約通知書・承継利用申込書(H1)」に記入し、郵送してください。 3 ページ目の「承継利用申込書(H2)」に記入する必要はありません。
相続に伴い相続人に名義を変更し、引き続き利用される場合	→2 ページ目の「相続に伴う解約通知書・承継利用申込書(H1)」と3 ページ目の「承継利用申込書(H3)」の両方に記入し、郵送してください。 ※自動引落の預金口座を変更される場合は、預金口座振替依頼書が別途必要です。弊社 web ページでは「お支払方法の変更」の項でダウンロードできますが、ご不明の点はお尋ねください。

・最初の段階では、弊社の書式のみお送りください。弊社で内容を確認後、その他の必要書類がある場合はご連絡をさせていただきます。(お手続きの内容などに応じ、戸籍事項証明書などをご用意いただく場合があります。)

- ・解約通知書等の書面は、右の住所にお送りください。
(切り取って封筒に貼っていただいてもかまいません。)
- ・郵送でお送りください。ファクス等ではお取扱いできません。
- ・郵送に必要な切手はお客様にてご用意ください。料金不足等で弊社に届かなかった場合の責任は負いかねます。

158-0096

世田谷区玉川台1-1-3

EditNet 株式会社 用賀事業所

EditNet カスタマサービスセンタ 御中

- ・解約の場合は手続終了後10日程度で「解約承り書」を郵送します。
届かない場合は support@edit.ne.jp あてにお問い合わせください。
- ・承継利用の場合は手続終了後、電子メールまたは郵送でご連絡をさせていただきます。

承継利用申込書 (H2)

(解約通知書・承継利用申込書 (H1) からの続き)

※利用を承継される場合のみお送りください。解約を希望される場合は、このページは不要です。

H2-5 欄 (新名義人についてご記入ください。)

<p>新しく名義人となる方のお名前</p>	<p>(漢字等)</p> <p>(ローマ字)</p>
<p>生年月日</p>	<p>19・20 年 月 日</p>
<p>ご住所、電話番号、連絡先電子メールアドレス等</p>	<p><input type="checkbox"/> H1-1 欄に記入したとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 以下に記載するとおり (記載のない項目は、H1-1 欄に記載のとおり)</p>
<p>料金支払方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 相続人のクレジットカードで支払います。(VISA か Master のマークがついたカード)</p> <p>カード番号 _____</p> <p>有効期限(カード刻印のとおり) ____月 / ____年 名義人氏名 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の預金口座から預金口座振替 (自動引落) にて支払います。 →別途書類必要 (預金口座振替依頼書)</p> <p><input type="checkbox"/> 現在預金口座振替を利用しており、引落口座を同じ口座番号のまま相続したため、口座名義人だけを変更します。 (新名義人氏名 カタカナ)</p>
<p>メールアドレスの取り扱い</p>	<p><input type="checkbox"/> メールアカウント (メールアドレス) は利用終了します。 (手続き完了後、オンラインで新名義人が新しいアカウントを設定することができます。)</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人のメールアドレス (メールアドレス) を引き続き利用します。 →メールの内容などは被相続人のプライバシーにあたるため、原則としてメールアドレスは引き継ぎません。ただし、相続人が引き続き利用する正当な理由がある場合は、事情をお伺いしたうえ承継を承認することがあります。 (承継利用が必要な理由)</p> <p><input type="checkbox"/> メールアカウントは被相続人の事業のために利用していたところ、その事業を相続により承継した相続人が、その事業のために (顧客や取引先との連絡等) に利用する必要がある。 <input type="checkbox"/> その他 (具体的にご記入ください)</p>
<p>web アカウントの取り扱い</p>	<p><input type="checkbox"/> web アカウントは利用終了します。 (手続き完了後、オンラインで新名義人が新しいアカウントを設定することができます。)</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人の web アカウントを引き続き利用します。 →web ページの内容などは被相続人のプライバシーにあたる場合があるため、原則として web サイトは引き継ぎません。ただし、相続人が引き続き利用する正当な理由がある場合は、事情をお伺いしたうえ承継を承認することがあります。 (承継利用が必要な理由)</p> <p><input type="checkbox"/> web アカウントは被相続人の事業のために利用していたところ、その事業を相続により承継した相続人が、その事業のために引き続き web サイトを開設する必要がある。 <input type="checkbox"/> その他 (具体的にご記入ください)</p>